

れしことま類ひす。
右此般及際情候也。

三十一

年末年始の平当として日給の五割を支給せられたし。
一 局長記（十二月二十三日）

一年末年始の平当として日給の五割を支給せられたし。

（回答）答証し難し。

二 皇太子殿下御誕至奉祝休暇券二枚を支給せられたし。

（回答）答証し難し。

三 年末年始休暇休暇券使用停止期間中に有効期間の満了するものに

新し其の有効期間を二ヶ月延長せられたし。

（回答）年末年始の裏賃休暇券使用停止期間中に有効期間の満了するものに限り其の有効期間を二ヶ月延長す。

（完）

（労働課福利掛花形弘三郎）

昭和七年十二月八日

局長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎

労働課長 花形弘三郎